

平成17年(行ウ)第23号公務外認定取消請求事件

原告 大友 博子

被告 地方公務員災害補償基金

準備書面(3)

2006年7月3日

仙台地方裁判所 第1民事部 御中

原告代理人

弁護士 佐藤 由紀子
外

被告準備書面(2)の釈明に対する反論

第1 同書面1について

- 1 被告は市連盟への加盟を義務づける法的根拠はなく、仙台市内の各中学校は、市連盟に加盟するか否かの選択権を有しており、市連盟規約は、任意団体である市連盟が自ら定める規定にすぎず、これにより各中学校に加盟義務が生じると解することはできない旨主張する。
- 2 しかしながら、中体連が主催する各種大会は、日常の教育活動として行われている部活動の成果発表の場である。日常の教育活動の一環と位置づけられている。そして、中体連に加盟しなければ中体連が主催する各種大会に参加できないため、これに加盟しなければ、教育活動自体が成り立たなくなる。したがって、各中学校において中体連に加盟しないという自由は、実態として存在しない。事実上、中体連への加盟が義務付けられているのである。仙台市内はもちろん、宮城県内にある公立、私立の中学校で中体連に加盟していない中学校は1校もない。このことは被告も認めているところである。
- 3 しかも、部活動の内容や成績が高校の推薦入試における重要な推薦項目の一

つとなっている（部活の成績だけではなく、生徒会活動での役割なども含まれる）。たとえば、市の大会でベスト4になったとか、県大会でベスト8に入ったとか、あるいは東北大会に参加したというその事実が『A』評価となり、生徒を高校に推薦する大きなポイントとなっている。仮に、中体連に加わらないということになれば、大会に出場できないばかりではなく、推薦入試を希望する生徒の将来にも影響が及ぶのである。

- 4 なお、被告は、乙第4号証を提出して、「各中学校の市連盟負担金の納入先は仙台市長、仙台教育委員会等ではなく任意団体である市連盟である」としている。

しかし、乙第4号証は、「仙台市中学校体育連盟会長」から各「中学校長」に宛てて負担金の納入を請求している。会長である福原潔は、現職の八軒中学校校長である。現職の校長が、各中学校の校長宛に負担金の納入を通知しているのである。しかも、会計担当の村上みどりは、八軒中学校の現職の保健体育の教諭である。会計事務は、会長が所属する中学校の教諭が行っているのである、さらに、負担金計算の基礎となる在籍数は、「5月1日現在」と指定されている。「5月1日」は、各中学校の在籍生徒数が確定される日時である。

このような事務処理がなされている団体が、仙台市等と関係のない任意の団体ということは無理がある。

- 5 上記の各事情を考慮すれば、仙台市内の中学校において、市連盟に加盟するかどうかの選択権は自由に行使できる形で存在してはいない。実質的に中体連に加盟するか否かについての選択権は、各中学校にはない。

第2 同書面2(1)について

- 1 被告は、部活動顧問命令により就任した顧問の公務として予定されているのは、学校の管理下において行われる部活動における児童等に対する指導業務、対外連動競技等において児童等を引率して行う指導業務に限られるとし、その理由として、任意団体である市連盟は、市教育委員会や学校長の意思から独立して活動するものであって、学校長の関与しうるところではなく、したがって、市連盟の活動を部活動顧問就任命令に含ませることは不合理な職務命令となっている。

2 しかし、上記被告の主張は仙台市の中学校の実体を無視したものである。

そもそも中体連は、(財)日本中学校体育連盟寄付行為第3条に「全国中学校生徒の健全な心身の育成、体力の増強および体育・スポーツ活動の振興を図り、もって中学校教育の充実と発展に寄与することを目的とする」(乙第3号証)とされているように、学校教育と密接な関係を持って組織された団体である。学校教育との関わりが深いからこそ、全国中学生体育大会では文部科学省が主催者の一員となるし、県(市町村)中総体などでは都道府県教委や市町村教委が主催者として名を連ねるのである。そして、各級の大会そのものが教育活動の一環として位置づけられているからこそ、県・市の中体連は、中学校の教員が運営のすべてを担っている。生徒引率者だけでなく大会の運営にあたる役員や救護担当者(養護教員など)なども、すべて中学校の教員が担い、大会準備・大会への参加が公務出張の対象になっている。

教育活動として位置づけられ、存在している中体連の業務を、指導及び引率業務は公務だが運営業務は公務ではないとすることは常識的に考えても誤りである。

3 各校で顧問を任命する場合に、誰をどの部の顧問にするのがより効果的かを重視するのは当然であるが、同時に誰が中体連のどの部の運営に関わっているかについても考慮する。中体連の側も、その運営を通して全体の競技力を高めようと努力しており、東北大会や全国大会で優秀な成績をおさめる学校や選手が生まれることは、各中体連にとっても、また各学校にとっても大きな成果であり誇りともなる。また、生徒の進路についても大きな影響を持つことになる。

したがって、各中学校とも教師や保護者も含めて、可能な限り経験が豊かで、指導力量、運営の手腕の高い教員に期待することになる。このことから学校長は、職員の誰が中体連の運営に深く関わっているとか、部活動の指導力に卓越しているなどの情報を十分ふまえた上で顧問を任命している。

このような形で顧問が決定されることから、顧問に選任された教員は自ずと中体連の業務に積極的にかかわっていかざるを得ないことになる。部活動顧問就任は、当然に中体連関連業務を要請に応じて担当すべきことが包含されているのである。

第3 同書面2(2)について

1 被告は、市連盟、さらには県連盟の活動に、どのように関わるかは、当該教員の判断に委ねられるものであって、部活動顧問就任命令をもって、役員や委員への就任可能性を包括的に命じたものと解することはできないとし、また、市連盟、県連盟の役員あるいは委員の活動範囲は予測不可能であり、その就任命令を職務命令と解した場合は広範な活動が無報酬で強いる可能性もあることからこのような解釈をとることはできないとしている。

2 しかしながら、被告の主張は以下のような仙台市の実体を理解しないものである。

すなわち、仙台市においては部活動顧問会議が毎年4月に行われるが、この会議に出席する顧問は勤務時間中に学校長の出張命令により参加している。しかも、すべての中学校が午後の授業をカットして対応しているのである。この顧問会議で各部の委員長、副委員長が決定されるが、これは後日各校長の承認を得たうえで就任することとなる。したがって、委員長、副委員長になるということは校長が承認したその時点で校務分掌上の業務(顧問)と重なり合うのである。

3 一方、誰が中体連の会長になるかについては、例年、校長会において役割を分担し確認される。また、顧問会議における各部の部長には基本的に校長が就任し、顧問会議はその部長の下で運営される。運営委員は各校の顧問の中から選ばれ、その中から運営委員長や副委員長が互選されるのであるが、その際には経験の豊かなものが選ばれるのが常である。このように学校管理者である校長自身が中体連に深く関与しているのである。なお、市教育委員会もまた、中体連が例年このように運営されていることについては十分理解している。

また、中体連の役員会は学校行事・教育活動に深く関わるものとして、県費旅費規程に基づく公費出張の対象になっている。この意味でも中体連役員会は公務であり、役員会により決まったことを実行することも公務に準ずるものである。

4 被告は「広汎な活動が無報酬で強いる可能性」を主張するが、現実には学校体育に関わる各種大会(中体連主催)は、教員の善意とボランティアによって支えられているのである。無報酬を理由に公務性を否定することは、そもそも本末転倒である。

また、中体連の「活動の範囲は予測不可能」ということはない。市教委も学校長も、中体連の業務に深く関与しているのであるから、どのような活動がなされるかということについては、当然に熟知している。